

ホーランエンヤ！

—— 江戸時代の古文書から ——

本年5月18日から26日までの9日間、10年振りに松江城山稲荷神社式年神幸祭（ホーランエンヤ）が執り行われます。式年神幸祭は、松平直政が出雲国へ入国後10年目（1648年）に始まったと江戸時代後期（1848年）に記された古文書『御城内稲荷社御神供料宝記』（松江城山稲荷神社所蔵）によって伝えられています。

しかし、江戸時代、実際に行われたことを示す証拠（古文書）は、江戸時代後期に書かれたものが多く、1828年の古文書が最古とされてきました。近年、松江市史編纂のために市内の資料調査を行っていたところ、今まで知られていなかった式年神幸祭に関わる古文書が松江市北田町にある普門院から見つかり、それが1760年に記されたものだとわかりました。

この度のスポット展示では、式年神幸祭が実際に斎行されたことを示す最古の資料を初公開し、江戸時代からつづく祭礼（ホーランエンヤ）の歴史をたどります。



（端裏、切封、墨引）

早川太兵衛

普門院 大野権右衛門

宝暦十辰年

（本紙）

以手紙申達候、

御城内稲荷万度祓

芦高社二而執行

仕度旨、社司松岡

権之進願出申達

候之処、可為勝手次第

旨二候、依之来候十九日

前格之通芦高社へ

勧請仕度旨申出、

申達願之通相済候、

全神躰抱護仕由

二而者無之候、此段

御知を申述度、如此

御申候、以上

六月九日

（普門院所蔵）

（要旨）

1760年6月9日に、寺社町奉行の早川太兵衛と大野権右衛門が普門院へ出した書状。

手紙でお伝えします。

御城内稲荷を万度祓のため芦高神社（阿太加夜神社）で執り行いと、社司の松岡権之進から願いがありました。

自由に行うようにと伝えたと、次の19日に前例の通り芦高社へ勧請したいとの申し出があり、その通り聞き届けました。

神様をそのまま抱えてお運びするつもりではありません。

このことをお知らせします。

（この古文書から分かること）

- ・式年神幸祭を執り行う主体が、松江藩ではなく芦高神社であった。

- ・現在は旧暦4月に斎行しているが、このころは6月だった。

- ・普門院が、式年神幸祭の斎行に関わっていた。

- ・「前格之通」という語から、これ以前にも芦高社への勧請が行われていた。



(端裏、切封、墨引)
 普門院輪番 神村義齋
 松寿院 藤田林右衛門

(本紙)

芦高社江

御城内稲荷大明神

今十八日勸請、明

十九日方廿五日迄万度

祓執行致し候由、尤

御神躰抱護致し

候儀二而八無之旨、

神主松岡美濃方

訴出候、此段及為

御知置候、以上

四月十八日

(普門院所蔵)

(要旨)

1859年4月18日に、寺社町奉行の神村義齋と藤田林右衛門が、普門院の輪番であった松寿院へ出した書状。

芦高社(阿太加夜神社)へ御城内稲荷大明神を今月18日に勸請し、19日から25日の間、万度祓いを執り行います。神様を抱えてお運びするつもりではないことを、神主の松岡美濃から訴えが来ました。

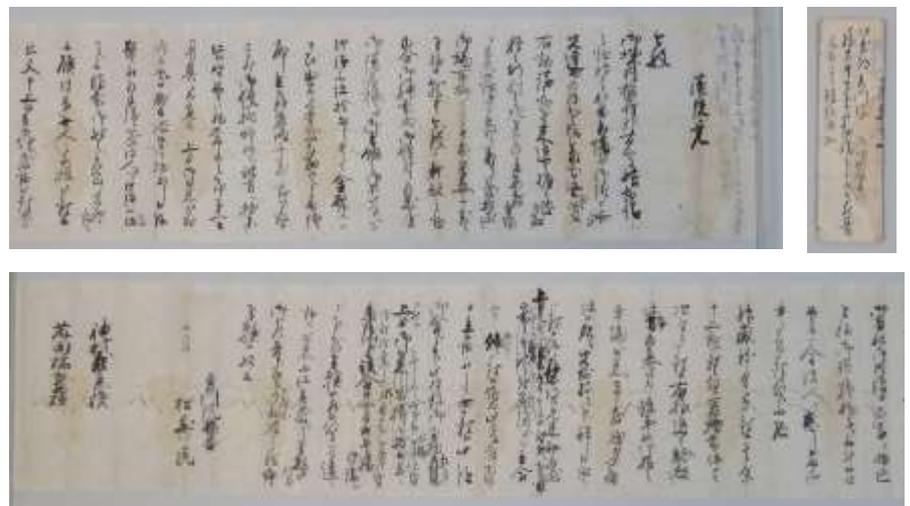
このことについてお知らせします。

(この古文書から分かること)

- ・式年神幸祭を執り行う主体が、松江藩ではなく芦高神社であった。

- ・現在のように旧暦4月18日に勸請し、7日間の祈祷を行っている。

- ・普門院には「松寿院」という塔頭があり、交代で当番をしていた。



(要旨)

1859年5月に、普門院の輪番松寿院が寺社役所へ意見を述べた書状の控。

最近の神幸祭について、だんだんと派手になり、道具をぞんざいに扱い、様々な争論が出てきつつあることなどを心配して、間違いが起こらないように取り計らってほしいと依頼している。

(普門院所蔵)

● 普門院について

松江藩主堀尾忠晴は、寺町にあった堀尾河内守の下屋敷跡に藩主の祈願所として、松高山普門院を建立した。元禄年中に現在の北田町に移り、国家鎮護の祈願所として藩主の崇敬を受ける。

藩主の守護社であった城内稲荷社(城山稲荷社)には神職がなく、芦高神社(阿太加夜神社)が兼務していたため、普門院を別当としていた。

